

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(設備等の帰属)</p> <p>第10条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>(共同研究講座等)</p> <p><u>第10条の2 部局の長は、共同研究の遂行上必要がある</u> <u>と認めるときは、講座、研究部門又はこれらに</u> <u>相当する組織を設置することができる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(設備等の帰属)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年11月6日から施行する。</p>